

事件番号 平成20年(行ウ)第4号

原告 北川雅通 外4名

被告 屋久島町長 日高十七郎

平成20年10月31日

鹿児島地方裁判所 御中

原告 北川雅通

原告 山口昌之

原告 三宅陽一

原告 喜 豊徳

原告 宮司芳至

準備書面 1

原告らは、被告の平成20年10月28日付準備書面1に対し、下記の通り答弁する。

第1 内容の審議に入ることを求める

本件訴えは、その手続きにおいて合法であり、速やかに内容の審議に入ることを求める。

第2 手続きの合法性

- 1 平成20年10月15日付補正書は、平成20年7月31日付訴状と、その請求の趣旨である「日高十七郎に対し約1億1800万円の支払いを求める」という本筋において何ら変わるものではない。単に法律の定めに従って表現を正しただけであり、被告の主張する「請求の追加的併合」などではありえない。
- 2 したがって補正書に記述した請求は、被告の主張する「独立した新たな訴えの提起」などでなく、訴状の請求と同一のものであり、結果、請求期日は訴状の期日が有効となり、出訴期間内である。
- 3 被告の主張を敷衍すれば、請求の追加はできるが補正はいっさいすることができないということになり、それは補正する権利を否定するものである。

第3 結論

本件は社会正義を願う一般住民が徒手空拳で臨んでいるため、形式において手の尽くせぬところがあったが、それは速やかに補正している。被告が訴えられた内容に抗弁するならば当然のことであるが、内容とは無関係の形式などばかりに拘泥して却下を訴えていることは、不正を隠匿し悪を助長するものであるといえる。民衆訴訟の目的は社会正義の実現にあるはずで、裁判所におかれては、速やかに本来の内容の審議に入ることを求める次第である。